

海外婦人労働資料第三六號

一九五二年一月

家事労働者の地位及労働條件に 關する専門家會議報告書

——一九五一年七月、ジュネーブにおいて——

労働省婦人少年局

はしな

「これ」一九五一年七月、国際労働機関理事会が、九ヶ国から、労働者、使用者、政府の三者の意見を代表するとみなされる十二名の専門家を招いて開催した家事労働者の地位及び労働条件に関する専門委員会（Meeting of Experts on the Status and Conditions of Employment of Domestic Workers）の報告書が、「産業と労働」第六巻第七号（一九五一年一月一日）に掲載されたものの翻訳です。

一九五二年二月一日

労働省婦人少年局

国際労働機関理事会は、第一一二回、一一三回総会の決定に従い、一九五一年七月二日より六日までジュネーヴに於て、家事労働者の地位及び労働条件に関する専門家会議を開催した。

議事日程

会議の議事日程は次の通りであつた。

- 一、雇用契約
- 二、生活及び労働の条件
- 三、社会保障
- 四、職業教育及検定
- 五、家事援助事業

① 勸告

右の諸英について専門家会議は国際労働機関理事会に勧告を行い、家事労働者の地位及び労働条件の問題が速かに国際労働総会の議事日程に繰入れられることを要望した。

② 雇用契約

専門家会議は家事労働者と使用者の間に結ばれた雇用関係の敷定する必要を認め、使用者・雇着双方の権利、義務を規定する際に應じられたことは、契約の期間、解雇又は契約破棄の理由、雇用終了の通告、賃金の保護、見習期間の長さとその条件、苦情処理、労働者の団体結成の権利等家事労働に特殊な問題に考慮を払わねばならないことであつた。特に長期間の雇用契約、終身契約、又は年少者の場合家事を見てもうかわりに養女にするというふうな契約は、家事労働者の地位及び労働条件に關して起草するべき規則中には許されてはならないことになつた。

③ 生活及び労働の条件

労働時間、休憩時間、専門家会議は家事労働者の労働時間を敷定すること、食事時間を含む休憩時間、休日、休息時間、休息時間は十分に与えらるべきことを規則に盛り込むよう勧告した。又休日、休息時間、休息時間は半日は回でなければならず、日取は使用者と雇着者の合意によつて、他の職業における休日とすつかり一致しないまでも一部が重なるように取られるべきだと考えた。超過勤務を制限すること及び超過勤務に対して雇用時間又は割増賃金による報酬を行うことは望ましいと考えられた。年次有給休暇は労働年数に従つて与えられるのかよく、又祝祭日には有給休暇が与えられるか、給与を与え、有給休暇にはそれに代る自由時間を与えることがよいとされた。休日には現金給与を与えるわけだが、更に住宅労働者の場合には、現物給与に代る額の現金が支給されるべきとされた。

賃金、専門家会議は家事労働者のための最低賃金基準がすべての国において、特別の法律、モデル契約、団体契約、金労働者に適用される法律、或は英國の国立家政校会の如き政府政策等の方法のいずれかによつて又は以上のものの混合による方法で確立されるべきと決定した。

母性保護、一般職上業の婦人労働者に与えられているすべての恩恵、特に産前産後の休暇と雇用の保証とは家事労働者にも及ぼされるべきとされた。

食事と住居、専門家会議はすべての住宅家事労働者は健康な食物と特に一般水準や使用者の状態に準じた健康の私生活と適當な居室を持つ権利があると考えた。これらのものは健康と能率を促すに必要である。又新しい建築物を建てる時には家事労働者の必要を考へよう。注意深く設計をする必要があらうことが指摘された。

健康保護、この問題に關しては特に勧告は行われなかつた。しかし家事労働者も他の労働者と同様の方法で健康保険を適用されるならば、病気に際して保護を受けるところであるといふことは専門家の考へるところであつた。又住宅労働者の住居に在り労働者も、規定による日数の最大限まで有給休暇

を与えられるべきである。それ以前に不健康の理由を以て解雇されるべきでないことは、必ずしも労働者が希望するに過ぎない。使用者は商業及び工業的の世帯を与える責任を道徳的に負うものであるといふことも考えられぬ。

年少労働者に対する保護 家事労働に雇用を許される年少労働者の命令については、他の非工業部門におけると同様に取扱われるべきである。という報告を専門家会議は行つた。一八七五歳の年少労働者は、休息、教育、レクリエーションを必要とする。雇主から、成人労働者よりも勤務時間を短くすべきであり、また運動は禁止すべきである。夜業や命令にふさわしくない仕事、身体が發育に害を及ぼすような責任ある仕事は与へない。年少家事労働者一般の年少労働者と同じ基礎において有給休暇を与えられるべきである。

◎社会保障

専門家会議は、各国において実施されている限りの社会保障計画は家事労働者にも及ぼされるべきだと云つてゐる。社会保障による年金の額が所得の額によつて異なる国では報酬を現金と現物の双方で受けてゐる家事労働者の年金と掛金を定める規則が作られねばならない。年金及び掛金の額については住による差別をつけてはならない。

◎職業教育と検定書

専門家会議は、家事労働にも、他の職業と全く同様の職業教育が必要であると認めた。それには理論、実習両方の練習を行い、教育の手段は公に認められ、証明書を与える必要がある。そういう教育は職業学校や養成所においても従来制度においても授けることができる。又特に専門的な教育を授ける場合も授ける必要がある。

◎家事援助事業

家事援助事業は本邦発達の上にあるものだが、かくとも在産婦、老人、病人に対して、或は法務が妨さに出ているが職業である手扶連に対しては与えられなければならないこと専門家会議は認めた。家事援助員は他の教育や資格は家事援助者のそれとほゞ等しいものとされ、宮公府に雇われる事業員は同じ宮公府に雇われる他の職員と等しい権利や恩恵を受けなければならない。又宮公府以外の私的な至善による家事援助事業は政府の監督を受け、その従業員は他の教育、資格、地位及び労働条件は宮公府の行う事業員のそれと同等でなければならぬ。

◎提議事項

専門家会議は、国際労働総会における提議に先立つて、家事労働者の地位及び労働条件に関する国際的規則を起草するための予備的研究を、三君協会の専門協会の手で行ふことを提議した。